

を呼寄せられ、延寶二年理右衛門金澤到着以來、武用の茜染を命ぜられたり。改作所舊記に載せたる、延寶三年五月郡奉行千秋半右衛門・林十左衛門より石川郡十村役の者への達書左の如し。

御染物御用あかね草公儀に就召上、足輕小頭中村源内在々より買上候之様被仰付、御細工所より被遣候。御郡方より賣上物之儀不仕御定に付而、百姓中途惑不致様に、相對に而爲御買上候様に申達候條、相對を以源内方に賣渡、其時々に代錢可請取旨申聞候。以上。

五月十日

千秋半右衛門

林 十左衛門

吉野村 藤左衛門

劔村 太兵衛

野々村^(五) 吉兵衛

田井村 喜兵衛

二曲村 與兵衛

河原山村 十右衛門

右は茜屋理右衛門金澤到着に付、染方被命に依りて、茜草

年六月の詮議書に、茜屋理右衛門・龜甲屋與助申談じ御用之茜染仕るに付、互に秘傳之儀沙汰不仕、獨立右染物仕間敷旨、兩人誓紙於町會所申付く。とあり。然れども龜甲屋與助は下染を致すのみにて、其の秘方は理右衛門より相傳不致哉、理右衛門死後金澤に相傳の者なきよしにて、更に但馬出石より理右衛門の弟田中雪齋を呼び寄せられ、さて雪齋死後再び其の傳絶えたりしかど、享保十九年四月の詮議書に、龜甲屋與助・洗屋宇右衛門・具足屋與三右衛門三人茜染仕覺えけるに依りて、向後御用可被仰付、此職筋退轉不仕様可相心得旨、先達而被仰渡。と載せられたれば、享保十五年田中雪齋死後、右の趣に詮議定りたりしと聞ゆ。されば夫れより以來細工所にて出來の旗指物等の染方は、龜田與助へ命ぜられ染上ぐるといへども、其の實は茜染にて無之、朱染なりし故に、そのむかしの茜染とは甚だ違ひ、色合も相違し、殊に雨露に逢へば色變ぜり。是其の傳法を相傳せざる故なりといへり。湯淺祇磨曰く、寛政の頃茜染の事再び詮議起り、但馬出石には茜染の本家今も連絡せし由聞ゆるに付き、出石藩の仙石家へ内分引合の上、金

をば加州石川郡の村々より取集めたるものなりと聞ゆ。但し町會所舊記に載せたる、享保十二年五月出石より罷越しける理右衛門弟雪齋へ、町役人肝煎藤右衛門より及尋問一言上書には、雪齋茜染仕るに付、茜草之内茜染草と申物に之様に御聞被成、御當地にも出來候哉、又は但馬國に在之哉、雪齋手前様子承合せける處、染草多くは藥種にて、一品茜根と申すもの入る也。因幡・伯耆の山に出來の茜根を用ひ、三・四月の内に掘る也。先年理右衛門御當地にて相尋ぬといへども無之、御當地にて出來の染草遣ひける儀無之よし記載せり。又元祿五年十一月町奉行の詮議書に、茜屋理右衛門染候茜染形附候儀、先年山崎屋藤右衛門と申談宜出來、右藤右衛門居候時分は地赤御紋白に仕るゆゑ宜出來、只今被命分は地白にて御紋赤也。故に糊を付くる處多く取扱ひもなりかね、其の上煮染に仕るゆゑ、糊浮ちどみなどもまろり、出來方宜しく難成旨理右衛門申聞る。頭取紺屋共の内黒梅屋治左衛門糊相勘辨仕儀有之、理右衛門と申談じ染見度よし申聞け、龜甲屋與助も先年形付申儀有之、理右衛門と申談じ染見度よし申聞る。とありて、同六

澤町奉行高島五郎兵衛吾が藩命を奉じ、飛脚を以て出石へ引合に及ぶといへども、彼の本家方に彼は申立の趣共有之、相傳の事調はずして止みたり。右本家は今も筒井某と稱し、仙石家に於て士列の扱ひなりしといへり。又或人の話に、越前勝山にも茜染の染法少しく相傳せし者有るよし、兼ねて風聞なりしに、金澤町役者の連仕る寶橋屋次郎助といふもの勝山へ行き止宿せしに、旅籠屋なる枕屏風甚だ損じ、下張の紙出でたるゆゑ、何心なく見けるに、其の反古に茜染の秘法を悉しく記載せしゆゑ、宿主に所望して貰ひ來れりとぞ。如何なる事にてかゝる秘密の傳書をば反古となし、屏風の下張などに張込みたるにや、甚だいぶかしき事なりと、寶橋屋次郎助語れりといへり。

○茜屋小路

此の小路は、茜屋理右衛門の家の横町にて、小家數戸あり。従前は皆茜屋の貸屋なりしといへり。寶曆九年火災記に、茜屋小路侍屋敷不殘焼亡とありて、従前は茜屋の家腰より茜屋橋の橋爪までをば、茜屋小路と呼べり。元祿六年の士帳に、中村平六堅町あかねや町とありて、元祿の頃は茜屋